

復員ニ關スル經費等支出ノ件
右謹テ上奏シ恭シク
聖裁ヲ仰キ併セテ樞密院ノ議ニ
付セラレムコトヲ請フ

昭和二十一年三月五日

内閣總理大臣男爵幣原喜重郎



内閣
月
日

朕茲ニ緊急ノ必要アリト認め樞密顧問ノ諮詢ヲ
經テ帝國憲法第七十條第二項ニ依リ復員ニ關スル經
費等支出ノ件ヲ裁可シ之ヲ公布セシム

御名 御璽

年 月 日

内閣總理大臣
各國務大臣

内閣

内閣府大臣
山岡啓四十八

平 日 日

幣 金 陸 陸

昭和二十年一般會計歳入歳出豫算案實行上ノ
歳入超過額ヲ以テ左ニ掲グル經費ヲ支出スルコトヲ得
一 航空機工場等ノ管理及保全ニ關スル經費 十五百萬圓
二 引揚及対策ニ關スル經費 億三千九百萬圓
三 船舶運管會ノ昭和十九年度ニ於ケル損失ヲ補填スル
ニ要スル經費 億四千九百萬圓
四 復員ニ關スル經費 億八百萬圓

勅令第 號

政府ハ昭和二十年年度一般會計歳入歳出豫算案實行上ノ
歳入超過額ヲ以テ左ニ掲グル經費ヲ支出スルコトヲ得

一 航空機工場等ノ管理及保全ニ關スル經費 十五百萬圓

二 引揚及対策ニ關スル經費 億三千九百萬圓

三 船舶運管會ノ昭和十九年度ニ於ケル損失ヲ補填スル
ニ要スル經費 億四千九百萬圓

四 復員ニ關スル經費 億八百萬圓

附 則

内 閣

本令ハ公布ノ日ヨリ之ヲ施行ス